

## 労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顛末情報]

## 概要情報

事件名	柳井商店
事件番号	兵庫地労委平成2年(不)第5号
申立人	全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部
被申立人	株式会社 柳井商店
命令年月日	平成3年4月26日
命令区分	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)
重要度	
事件概要	会社が、組合員に対して脱退を勧奨したこと及び組合員15名を全員解雇したことが争われた事件で、(1)組合員X1に対する解雇の取消し、原職復帰及びバック・ペイ、(2)組合員X1に対する解雇の取消し及び退職の前日までのバック・ペイ、(3)組合員に対する脱退勧奨などによる支配介入の禁止、(4)文書掲示を命じ、組合員X1に対する退職日以後のバック・ペイについては申立てを棄却した。
命令主文	<p>1 被申立人会社は、申立人組合の組合員X2他12名に対する解雇を取り消し、原職に復帰させるとともに、平成2年6月1日以降、原職に復帰するまでの間に支払われるはずであった賃金相当額を各人に支払わねばならない。</p> <p>2 被申立人会社は、申立人組合の組合員X1に対する解雇を取り消し、平成2年6月1日から同年8月30日までの間に支払われるはずであった賃金相当額を同人に支払わねばならない。</p> <p>3 被申立人会社は、Y1に対し、申立人組合の組合員X3に対する解雇を取り消し、原職に復帰させるよう命ずるとともに、X3に対し、平成2年6月1日以降、原職に復帰するまでの間に支払われるはずであった賃金相当額をY1と連帯して支払わねばならない。</p> <p>4 被申立人会社は、申立人組合の組合員に組合脱退を勧奨するなどして、申立人組合の自主的運営に支配介入してはならない。</p> <p>5 被申立人会社は、命令書受領の日から7日以内に縦1m×横1.5m以上の木板に下記のとおり楷書で墨書して、本社及び西宮浜工場正門の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">全日本運輸一般労働組合 関西地区生コン支部 執行委員長 X4 殿</p> <p style="text-align: right;">株式会社柳井商店 代表者代表取締役 Y2</p> <p>当社が行った下記の行為は、いずれも労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であったことを認め、今後、このような行為を繰り返さないことを誓約します。</p> <p>(1)貴組合員X2他13名を解雇したこと。 (2)貴組合員X3氏をY1をして解雇させたこと。 (3)貴組合員に対し貴組合からの脱退を勧奨したこと。</p> <p>6 申立人のその余の申立ては、これを棄却する。</p>
判定の要旨	<p>0500 勤務成績不良 勤務状況等を理由として、臨時従業員である組合員5名を解雇したことが不当労働行為であるとされた例。</p> <p>0700 職場規律違反 1401 労務の受領拒否 正当な理由なく就労しないこと及び会社の営業を妨害したとして組合員9名に対して解雇を通告したことが不当労働行為であるとされた例。</p> <p>1104 第三者(取引先等)からの苦情 組合員X3を、ミキサー車をとめて待機中に女性に嫌がらせをしたとして解雇したことが他労組の組合員は解雇されなかったことから不当労働行為であるとされた例。</p> <p>2621 個別的示唆・説得・非難等 分会結成後、会社が分会員に支部からの脱退を勧奨したり、分会への加入を非難する言動を行ったことが支配介入にあたりとされた例。</p> <p>4407 バックペイの支払い方法</p>

	<p>被解雇者X1は会社を退職しているため、同人に対するバック・ペイは、退職の日の前日までに留めるのが相当であるとされた例。</p> <p>4401 原職復帰と他の措置を併せて命じたもの 組合員X3の解雇問題の救済として、会社は、X3の雇用契約上の当事者であるY1に対しX3に対する解雇を取り消し、原職に復帰させるよう命ずるとともに、会社及びY1は連帯して賃金相当額を支払うように命じた例。</p> <p>4905 経営補助者 組合員X3は形式上Y1と雇用契約を交わしているが、Y1は会社の実質的な管理下において、会社の支配力あるいは影響力を受けており、会社はX3に対してY1とともに使用者たる地位にあるとされた例。</p>
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	不当労働行為事件命令集92集452頁
評釈等情報	

[\[先頭に戻る\]](#)

### 顛末情報

事件番号／行訴番号	命令区分／判決区分	命令年月日／判決年月日
神戸地裁平成 3年(行ウ)第19号	請求の棄却	平成 7年 4月18日 判決
大阪高裁平成 7年(行コ)第36号	控訴の棄却	平成 7年12月15日 判決

**[全文情報]** この事件の全文情報は約205KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

## 労働委員会関係裁判例データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[判例一覧に戻る\]](#) [\[顛末情報\]](#)

## 概要情報

事件名	柳井商店
事件番号	神戸地裁平成 3年(行ウ)第19号
原告	株式会社 柳井商店
被告	兵庫県地方労働委員会
被告参加人	全日本運輸一般労働組合
判決年月日	平成 7年 4月18日
判決区分	請求の棄却
重要度	
事件概要	本件は、組合員に対する組合からの脱退勧奨及び組合員15名を解雇したことが不当労働行為であるとして争われた事件である。 兵庫地労委(平3・4・26決定)が、解雇の取消及び原職復帰までのバック・ペイ、組合脱退勧奨等の支配介入の禁止、ポスト・ノータイスを命じたところ、会社はこれを不服として行訴を提起した。 神戸地裁は、会社の請求を棄却した。
判決主文	1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。
判決の要旨	2610 職制上の地位にある者の言動 2621 個別的示唆・説得・非難等 社長らの組合員らに対する発言が、内容、分会結成直後という時期、職制等に照らせば、会社が、組合を敵視し、組合の弱体化を狙って直接又は暗に組合からの脱退を勧奨するためにした労組法7条3号に該当する不当労働行為であるとされた例  0500 勤務成績不良 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 組合員X1他4名に対する解雇が、解雇を相当とするほどの勤務成績不良があったとは認められないことなどから、組合員に対する不利益取扱いであるとともに、組合の弱体化を狙った支配介入であるとされた例  0500 勤務成績不良 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 本件解雇が前記解雇に引き続いて行われ、会社が組合からの団体交渉及び就労要求を無視し、遂には組合員全員を解雇するに至ったという経緯に照らせば、本年解雇も組合員らに対する不利益取扱いであるとともに、組合の弱体化を狙った支配介入であるとされた例  1107 その他 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 会社が、直接指揮し、その支配従属下において自己の業務に就かせていた下請従業員である組合員X2の解雇は、X2が組合に加入したこと又は将来加入するであろうことを警戒して、会社が下請業者Tに行かせたものと推認できるから、他の組合員らの解雇と同様、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるとされた例
業種・規模	道路貨物運送業
掲載文献	労働委員会関係裁判例集30集243頁
評釈等情報	労働判例 684号 79頁

[\[先頭に戻る\]](#)

## 顛末情報

行訴番号/事件番号	判決区分/命令区分	判決年月日/命令年月日
兵庫地労委平成 2年(不)第5号	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成 3年 4月26日 決定
大阪高裁平成 7年(行コ)第36号	控訴の棄却	平成 7年12月15日 判決

## 労働委員会関係裁判例データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[\[判例一覧に戻る\]](#) [\[顛末情報\]](#)

## 概要情報

事件名	柳井商店
事件番号	大阪高裁平成 7年(行コ)第36号
控訴人	株式会社 柳井商店
被控訴人	兵庫県地方労働委員会
被控訴人参加人	全日本運輸一般労働組合関西地区生コン支部
判決年月日	平成 7年12月15日
判決区分	控訴の棄却
重要度	
事件概要	<p>本件は、組合員に対する組合からの脱退勧奨及び組合員15名を解雇したことが不当労働行為であるとして争われた事件である。</p> <p>兵庫地労委(平7・4・18決定)が、解雇の取消及び原職復帰までのバック・ペイ、組合脱退勧奨等の支配介入の禁止、ポスト・ノティスを命じたところ、会社はこれを不服として行訴を提起した。</p> <p>神戸地裁(平7・4・18判決)が会社の請求を棄却したため会社が控訴していたものであるが、大阪高裁は控訴を棄却した。</p>
判決主文	<p>1 本件控訴を棄却する。</p> <p>2 控訴費用は控訴人の負担とする。</p>
判決の要旨	<p>2610 職制上の地位にある者の言動 2621 個別的示唆・説得・非難等 3410 職制上の地位にある者の言動</p> <p>社長らの組合員らに対する発言が、内容、分会結成直後という時期等に照らせば、会社が、組合を敵視し、組合の弱体化を狙って直接又は暗に組合からの脱退を勧奨するためにした労組法7条3号所定の支配介入であるとした原判決が相当とされた例</p> <p>0500 勤務成績不良 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 組合員X1他4名に対する解雇が、解雇を相当とするほどの勤務成績不良があったとは認められないことなどから、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるとした原判決が相当とされた例</p> <p>0500 勤務成績不良 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 組合員全員解雇がX1らの解雇に引き続いて行われ、会社が組合からの団体交渉及び就労要求を無視し、遂には組合員全員を解雇するに至ったという経緯に照らせば、本件解雇も労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるとした原判決が相当とされた例</p> <p>3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 会社が、直接指揮し、その支配従属下において自己の業務に就かせていた下請従業員である組合員X2の解雇は、X2が組合に加入したこと又は将来加入するであろうことを警戒して、会社が下請業者Y1に行かせたものと推認できるから、他の組合員らの解雇と同様、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるとした原判決が相当とされた例</p>
業種・規模	道路貨物運送業
掲載文献	労働委員会関係裁判例集30集596頁
評釈等情報	

[\[先頭に戻る\]](#)

## 顛末情報

行訴番号/事件番号	判決区分/命令区分	判決年月日/命令年月日
兵庫地労委平成 2年(不)第5号	一部救済(命令書主文に救済部分と棄却又は却下部分を含む)	平成 3年 4月26日 決定
神戸地裁平成 3年(行ウ)第19号	請求の棄却	平成 7年 4月18日 判決